

## 農業団体・養鶏関係団体の皆様へのお願ひ

平成 28 年 11 月 29 日  
佐賀県農林水産部畜産課

- 1 早急に会員農場において、飼養衛生管理基準が遵守されているかを確認するとともに、改めてその徹底を指導してください。
- 2 改善が必要な農場は、家畜保健衛生所の立入検査に同行し、対策の実行に向け指導を徹底してください。
- 3 会員農場に対して、継続的に注意喚起をしてください。

## 飼養衛生管理基準 チェックシート (鶏その他の家きん用)

<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>	レ欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
<b>2. 衛生管理区域の設定</b>	レ欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになってい。る。	<input type="checkbox"/>
<b>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び家きん舎に立ちに入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、これらを使用している。	<input type="checkbox"/>
(5) 同日に畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(6) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家きん、その死体又は当該家きんから生産される卵に直接接觸する物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(7) 過去2か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
<b>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</b>	レ欄
(1) 給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。また、野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を使用する場合には、消毒している。	<input type="checkbox"/>
(3) 野生動物の家きん舎への侵入を防止できる防鳥ネット等を設置するとともに、定期的に破損状況を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕している。	<input type="checkbox"/>
(4) 家きん舎の屋根や壁面に破損箇所がある場合には、遅滞なく修繕するとともに、ねずみやはえ等の害虫の駆除をしている。	<input type="checkbox"/>

<b>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>	レ欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃を定期的に行ってい る。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった家きん舎やケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家きんを飼養していない。	<input type="checkbox"/>
<b>6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>	レ欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしてい る。また、その際には家きんはもとより畜産物や排泄物の移動は行わ ないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療若し くは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、 監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導 に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家きんを導入するときは、健康な家きんを導入している。また、一 定期間、導入家きんと他の家きんを接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家きんを出荷するときは、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
<b>7. 埋却の準備</b>	レ欄
埋却のための土地の確保（成鶏100羽当たり概ね0.7m <sup>2</sup> ）、焼却又は化製 のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
<b>8. 感染ルートの早期特定のための記録の作成及び保管</b>	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者、家きんの導入・出荷、健康観察等に關す る記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
<b>9. 大規模飼養者に関する追加措置</b>	レ欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定め、従業員に周 知している。	<input type="checkbox"/>

